

「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市（以下「市」という。）が著作権を有する「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴ（以下「KOBE WOOD マーク」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 KOBE WOOD マークは、神戸市内の森林管理や都市整備で搬出された自然資源の活用を促進するためのブランド「KOBE WOOD」に込められた理念を広く発信するために使用する。

(使用できる対象)

第3条 KOBE WOOD マークを使用できる対象は、次の各号に定める。

- (1) 「KOBE WOOD」の運用に関する要綱第2条第1号から第3号に定めるものとする。
- (2) 「KOBE WOOD」の発信に資する活動及び広報資材とする。

(使用できる者)

第4条 KOBE WOOD マークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、営利・非営利を問わず使用することができる。

- (1) 神戸の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 市が、「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第6条1項に基づき、必要な措置を講じるべきと判断したときに前各号に定めるもののほか、その使用が第2条に定める使用目的に鑑みて不適當であると市が認めるとき

(使用の手続)

第5条 KOBE WOOD マークを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、必要な書類を添付して市又は市が承認事務を委託する運用代行者に提出し、使用を開始する前までに承認を受けるものとする。

2 市又は市が承認事務を委託する運用代行者は、前項の申請内容が第2条及び第3条に定める内容に合致するとき、KOBE WOOD マークの使用を承認するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、次の各号にあたる場合は、使用の手続きをすることなく、KOBE WOOD マークを使用することができる。

- (1) 個人的に又は家庭内など限られた範囲内において使用する場合
- (2) 報道関係機関が報道目的で使用する場合
- (3) 学校及びその他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）が教育目的で使用する場合
- (4) その他市が必要と認める場合

（使用期間）

第6条 KOBE WOOD マークの使用期間は、承認を受けた日から3年後の日が属する年度の3月末日までを限度とする。

2 前項に記載の使用期間を超えて使用する場合は、使用延長承認申請書（様式第1号-2）を市又は市が承認事務を委託する運用代行者に提出するものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、KOBE WOOD マークの使用に際し、別に定める使用ガイドライン及び次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 第2条に定めた目的を理解すること
- (2) 承認された対象のみに使用すること
- (3) 商品にKOBE WOOD マークを使用する際には、「KOBE WOOD」の理念を広めるためのステートメントを記載すること
- (4) 使用開始後に使用報告書を提出すること
- (5) 市又は市が調査を委託する者から使用状況の調査等に関する要請があった場合、要請に応じること
- (6) 信頼性確保のため、「KOBE WOOD」の分別管理、品質管理に努めること
- (7) 使用者の責任において、使用形態に応じた遵守すべき法令その他の定めを調査し、これらを遵守すること
- (8) 市又は第三者に損害を与えないこと

（使用料等）

第8条 第5条第2項によりKOBE WOOD マークの使用の承認を受ける場合、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年3月条例第79号）第7条に基づき、使用に係る費用は無料とする。ただし、市が特別の理由があると認めるときは、市が定める額の使用料を納付させることができる。

(使用者の公開)

第9条 市又は市が広報事務を委託する事業者は、使用者を公開し、広くPRするものとする。

(使用の取消)

第10条 使用の承認を受けた者が次の各号にあたる場合は、市はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該の使用の承認を受けた者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

(1) 第4条各号に該当することが判明した場合

(2) 第7条に定める事項を遵守しなかった場合

ただし、やむを得ない事情があり、市が正当な理由であると認めた場合は、取り消しを行わないことがある。

(3) 使用承認申請書(様式第1号)又は使用延長承認申請書(様式第1号-2)の記載内容に虚偽が認められた場合

(損害賠償)

第11条 使用者は、KOBE WOOD マークの使用に際して、使用者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(所管)

第12条 この要綱に関する事務は、建設局森林・防災部森林課が所管する。

(補則)

第13条 この要綱に定めることのほかに、KOBE WOOD マークの取り扱いについて判断しがたい事案が発生した場合は、市の指示に従う。

附 則

1 本要綱は、令和7年6月1日より施行する。

様式第 1 号

「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴ使用承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

使用者 _____
(法人・団体の場合は名称及び代表者名)
名称 _____
代表者名 _____
住所 _____

「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴを使用するため、「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴの使用に関する要綱（以下、本要綱。）第 5 条第 1 項に基づき、下記の通り申請します。

1. 使用する対象

該当	種別
☐	(1) 神戸市内の森林管理や都市整備によって伐採・搬出された原木（街路樹、庭園木、支障木含む。）をはじめとする自然資源。
☐	(2) (1) を原材料として加工された木材や製品で、神戸市又はその近隣で加工されたもの。なお、製品における利用率は問わない。
☐	(3) 資源循環を目指して適切な管理がされている神戸市内の立木。
☐	(4) 「KOBE WOOD」発信に資する活動及び広報資材（イベント等の開催、広報資材等）。
(具体的内容を記載：製品コンセプトやイベントの目的・趣旨など)	

2. 申請種別

下記いずれかを選択ください。

該当	種別
☐	包括申請（最大 3 年間の利用申請） ※継続的に「KOBE WOOD」を販売・活用される方 ※こうべ森と木のプラットフォーム参画者に限ります

☐	単発申請 ※プロジェクトやイベント等で単発的に利用される方 ※こうべ森と木のプラットフォーム参画者以外の方はプロジェクトごとに、都度申請をお願いします
--------------------------	---

3. 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

※承認を受けた日から3年後の日が属する年度の3月末日までを限度とする

（例：令和8年2月29日～令和11年3月31日）

4. 具体的な内容

（記載例：製品 ●個またはm ³ 、チラシ ●枚、SNS 展開画像 など）

※包括申請の場合は申請期間中の目安を記載ください

※単発申請の方は、現時点の使用デザイン案等を添付ください

5. 販売予定価格（販売する場合）

--

6. 使用者の連絡先

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

7. 確認事項

内容を確認後、チェック欄にチェックを入れてください。

また、（ ）内に具体的な理念の発信方法をご記入ください。

確認 チェック欄	内容
☐	本要綱について、その内容を確認しました。 「KOBE WOOD」に込められた理念について理解し、法令、本要綱、ガイドライ

	ンその他の定めを遵守して使用することを誓約します。
☐	貸与する Adobe Illustrator データについて、使用期間後のデータの破棄に同意します。
☐	「KOBE WOOD」に込められた理念の発信に協力します。 具体的な発信方法（ ）

8. 添付書類等

製品等を取り扱う場合は、「KOBE WOOD」であること及び適切に法令手続きがなされていることを示す書類を添付ください。

なお、包括申請をされる方は、申請時点の書類（一例で可）を提出し、以後、同様の書類は利用時に手元で保管をお願いします。

＜添付書類名＞いずれかをチェックください。

確認 チェック欄	内容
☐	仕入れ先からの「KOBE WOOD」出荷証明書
☐	伐採届適合通知書の写し
☐	神戸市産材クラウド管理情報の写し
☐	伐採時の事業名（年度）、許認可を示す書類
☐	その他（例：現場写真や「KOBE WOOD」であること及び適切に法令手続きがなされていることを示す書類など） （ ）

「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴ使用延長承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

使用者 _____
(法人・団体の場合は名称及び代表者名)
名称 _____
代表者名 _____
住所 _____

「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴを引き続き使用したいため、「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴの使用に関する要綱（以下、本要綱。）第 6 条第 2 項に基づき、下記の通り使用延長を申請します。

1. 使用する対象

該当	種別
☐	(1) 神戸市内の森林管理や都市整備によって伐採・搬出された原木（街路樹、庭園木、支障木含む。）をはじめとする自然資源。
☐	(2) (1) を原材料として加工された木材や製品で、神戸市又はその近隣で加工されたもの。なお、製品における利用率は問わない。
☐	(3) 資源循環を目指して適切な管理がされている神戸市内の立木。
☐	(4) 「KOBE WOOD」発信に資する活動及び広報資材（イベント等の開催、広報資材等）。
(具体的内容を記載：製品コンセプトやイベントの目的・趣旨など)	

2. 申請種別

下記いずれかを選択ください。

該当	種別
☐	包括申請（最大 3 年間の利用申請） ※継続的に「KOBE WOOD」を販売・活用される方 ※こうべ森と木のプラットフォーム参画者に限ります

□	単発申請 ※プロジェクトやイベント等で単発的に利用される方 ※こうべ森と木のプラットフォーム参画者以外の方はプロジェクトごとに、都度申請をお願いします
---	---

3. 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

※承認を受けた日から3年後の日が属する年度の3月末日までを限度とする

（例：令和8年2月29日～令和11年3月31日）

4. 具体的な内容

（記載例：製品 ●個またはm ³ 、チラシ ●枚、SNS 展開画像 など）

※包括申請の場合は申請期間中の目安を記載ください

※単発申請の方は、現時点の使用デザイン案等を添付ください

5. 販売予定価格（販売する場合）

--

6. 使用者の連絡先

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

7. 確認事項

内容を確認後、チェック欄にチェックを入れてください。

また、（ ）内に具体的な理念の発信方法をご記入ください。

確認 チェック欄	内容
□	本要綱について、その内容を確認しました。 「KOBE WOOD」に定められた理念について理解し、法令、本要綱、ガイドラインその他の定めを遵守して使用することを誓約します。

☐	貸与する Adobe Illustrator データについて、使用期間後のデータの破棄に同意します。
☐	「KOBE WOOD」に込められた理念の発信に協力します。 具体的な発信方法（ ）

8. 添付書類等

製品等を取り扱う場合は、「KOBE WOOD」であること及び適切に法令手続きがなされていることを示す書類を添付ください。

なお、包括申請をされる方は、申請時点の書類（一例で可）を提出し、以後、同様の書類は利用時に手元で保管をお願いします。

<添付書類名>いずれかをチェックください。

確認 チェック欄	内容
☐	仕入れ先からの「KOBE WOOD」出荷証明書
☐	伐採届適合通知書の写し
☐	神戸市産材クラウド管理情報の写し
☐	伐採時の事業名（年度）、許認可を示す書類
☐	その他（例：現場写真や「KOBE WOOD」であること及び適切に法令手続きがなされていることを示す書類など） （ ）

参考様式

年 月 日

神戸市長 宛

(報告者) _____

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () - _____

e-mail _____

「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴ使用報告書

「KOBE WOOD」のシンボルマーク及びロゴを使用しましたので、下記のとおり報告します。

記

使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
具体的な内容	(例：製品 ●個または m^3 、チラシ ●枚、SNS展開画像 など)
販売価格 (販売した場合のみ)	
添付書類	

※写真データも含めた報告をお願いします